

問題1 建築物省エネ法における「規制措置の手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 床面積 2,500 m²の非住宅建築物を新築しようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画又はその写しがなければ、確認済証の交付が受けられない。
- 2) 床面積 300 m²の住宅を新築しようとするときは、建築主がエネルギー消費性能確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。
- 3) 建築主が建築物省エネ法第30条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取得している場合には、省エネ適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。

問題2 建築物省エネ法における「完了検査」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 軽微な変更説明書及び所管行政庁等が交付する軽微変更該当証明書とその申請図書一式に基づき、再計算による軽微な変更であることを判断した。
- 2) 空気調和設備の設置状況を現地審査で型番により照合したので、各機器の納入仕様書による性能値の確認は全数行わず一部の機器のみ行った。
- 3) 物販店舗のテナント部分において、照明設備および空気調和設備が設置されていたが、省エネ適合性判定においては当該設備が設置されていないものとして評価を行っていたので適合と判断した。

問題3 建築物省エネ法における「適合性判定の手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 特定建築行為に該当する建築物について性能向上計画認定を取得していたため、所管行政庁等による適合性判定の手続き等を不要とした。
- 2) 所管行政庁等は、14日以内に適合判定通知書を交付できない合理的な理由があったため、期間延長の通知書を建築主事等に交付した。
- 3) 建築主事等は省エネ基準適合義務対象となる用途・規模等の建築物かどうかを審査した。

問題4 建築物省エネ法における「性能向上計画認定、基準適合認定・表示制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 性能向上計画認定を受けるためには新たな工事を行う必要があるが、エネルギー消費性能の向上と直接関係のない工事であっても認定の対象となりうる。
- 2) 基準適合認定を受けた場合は、広告や契約書類等において認定を受けている旨の表示を行うことができる。
- 3) 基準適合認定建築物が省エネルギー基準に適合しなくなったと所管行政庁が認めた場合は、認定が取り消され、報告の徴収や立入検査が行われることもある。

問題5 建築物省エネ法における「規制等対象部分」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定対象の建築物の増築において、建築主は既存部分を含めた建築物全体での省エネ計画を提出した。
- 2) 適合性判定対象の建築物が、通常の省エネ基準で評価ができない特殊な設備を用いていたため、建築主は当該設備について大臣認定を取得することにより、適合判定通知書の交付を受けたものとみなした。
- 3) 性能向上計画認定を受けた建築物だったので、建築主はコージェネレーション設備の設置に要した床面積を容積率算出時の延べ面積から除外した。

問題6 建築物省エネ法における「完了検査」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 断熱材の仕様変更により、外壁の平均熱貫流率が約10%増加したが、再計算により基準適合が明らかであったため、完了検査申請時に軽微変更該当証明書の提出は不要と判断した。
- 2) 完了検査において、工事監理の実施状況を、申請時に提出された省エネ工事監理報告書により確認した。
- 3) 現場の施工状況との整合性の確認を、直前の適合性判定に要した図書の内容で行った。

問題7 建築物省エネ法における「国土交通大臣認定」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 当該建築物の近くを流れる河川から取水して熱源水として利用する、特殊な空気調和設備を有する建築物の評価を行いたいため、国土交通大臣認定を取得した。
- 2) 適合義務化の対象となる建築物について、国土交通大臣認定を取得しているため、適合判定通知書の交付を受けたものとみなした。
- 3) 国土交通大臣認定を取得するため、登録省エネ判定機関に性能評価を申請した。

問題8 建築物省エネ法における「性能向上計画認定・容積率特例制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 性能向上計画の認定を取得した場合、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に、省エネ性能向上のための設備を設置するために要した床面積を一定の範囲内で算入しないことができる。
- 2) 性能向上計画の認定は所管行政庁が行うが、所管行政庁はその全部又は一部を登録省エネ判定機関に行わせることができる。
- 3) 性能向上計画認定を取得した建築物のうち、適合性判定の対象となるものについては、適合判定通知書の交付を受けたものとみなすことができる。

問題9 建築物省エネ法における「対象面積」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 非住宅部分が900㎡、住宅部分が900㎡である建築物に、非住宅部分を300㎡増築する行為は、特定建築行為ではないと判断した。
- 2) 500㎡の建築物のうち、非住宅部分が200㎡であったため、所管行政庁への省エネ計画の届出は必要ないと判断した。
- 3) 床面積100㎡の駐車場を有する建物がある。この駐車場の常時外気に開放されている開口部は、合計面積が10㎡であったため、この駐車場を高い開放性を有すると判断した。

問題 10 建築物省エネ法における「基本方針等」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築主は、建築物の新築、増改築、修繕若しくは模様替え等において、その建築物のエネルギー消費性能の向上を図るよう努めなければならない。
- 2) 販売又は賃貸を目的とした建築物については、建築主がエネルギー消費性能を表示しなければならない。
- 3) 所管行政庁は、建築物のエネルギー消費性能の確保のために必要があると認めるときは、建築主等に対して必要な指導及び助言することができる。

問題 11 建築物省エネ法における「基準適用除外」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 文化財保護法の規定により重要文化財であると仮指定された建築物について、省エネ基準適合性判定の適用対象としなかった。
- 2) 建築物全体が常温倉庫だったので、省エネルギー基準の適用対象としなかった。
- 3) 高い開放性を有する部分については、基準適合義務の対象外となるため、一次エネルギー消費量を計算しなかった。

問題 12 建築物省エネ法における「登録省エネ判定機関」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定員の数、登録省エネ判定機関あたり最低限 2 人であり、さらに、年間に判定を行おうとする特定建築物の棟数に応じて定められた数以上でなければならない。
- 2) 所管行政庁は、登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。
- 3) 登録省エネ判定機関は、業務の公正性の観点から登録省エネ評価機関を兼ねることができない。

問題 1 3 建築物省エネ法における「性能向上計画認定、基準適合認定・表示制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 性能向上計画認定を取得し容積率の特例を受けた建築物について、当該認定を取得した旨の表示をしなければならない。
- 2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定は、全ての建築物の新築、増改築、及び、修繕・模様替、建築物への空気調和設備等の設置・改修が対象となる。
- 3) 法第 36 条で規定された建築物のエネルギー消費性能に係る認定において、非住宅建築物が適合すべき基準は、一次エネルギー消費量基準である。

問題 1 4 建築物省エネ法における「届出等」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 適合性判定を要する複合建築物においては、住宅部分の床面積が 300 m²以上の場合でも、別途住宅部分について所管行政庁に届出を行う必要はない。
- 2) 建築物省エネ法において、省エネ措置の届出事項に係る維持保全状況の定期報告制度は廃止されている。
- 3) 届出の対象となるのは、特定建築行為に該当するものを除く 300 m²以上の建築物の新築、増改築、修繕・模様替えや、空気調和設備等の設置・改修を行う場合である。

問題 1 5 「一次エネルギー消費性能評価」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築物省エネ法では、標準室使用条件を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量を算出する際に共通して使用している。
- 2) モデル建物法では設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量がそれぞれ表示される。
- 3) 設計一次エネルギー消費量には、パソコン・プリンターなどの OA 機器等によるエネルギー消費量が含まれる。

問題 1 6 モデル建物法における「外皮」の入力に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか？

- 1) 塔屋階が建築基準法上の階数算入対象となっていたため、塔屋の外皮も入力対象とした。
- 2) 窓に庇が付いていたため、「改訂 拡張デグリーデー表」の「日除け効果係数チャート」で日除け効果係数を求めて入力した。
- 3) 外皮に金属製シャッターが設置されていたため、金属製シャッターの部分を無断熱の外壁として入力した。

問題 1 7 モデル建物法における「昇降機」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 昇降機入力シートについて、同一機種が複数台設置される場合も、1 台ずつ仕様を入力する必要がある。
- 2) 計算対象建築物に複数の速度制御方式が混在していたため、最も積載量が大い昇降機の速度制御方式を選択する必要がある。
- 3) 「可変電圧可変周波数制御方式（回生あり）」を選択するためには、評価対象の昇降機すべてがその方式を採用している必要がある。

問題 1 8 モデル建物法における「外皮性能」の評価に関する記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 開口部仕様入力シートには、すべての開口（窓、扉、シャッター等）を窓として入力する。
- 2) 開口部入力シートにおける「建具の種類」について、木製サッシを使用している場合は「樹脂」を選択する。
- 3) 非空調コア部とは、地上階から最上階（塔屋階は除く）まで平面図上で同一位置にある非空調の部分を指す。

問題19 モデル建物法における「給湯設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) 給湯熱源として「ガス給湯機」を採用したため、入力シートの「定格消費電力」は0とした。
- 2) 事務所モデルを選択したので、事務室内に設置された湯沸しのための給湯設備を入力しなかった。
- 3) 浴室シャワー水栓について、「小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」を満たす湯水混合水栓を採用したため、入力シートの「節湯器具」には「節湯B1」を入力した。

問題20 モデル建物法における「照明設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) 10,000 m²の百貨店をモデル建物法で評価する際に「大規模物販モデル」を選択したので、当該建物の売場及び事務室の照明設備を評価した。
- 2) すべての照明器具について、手動スイッチによる局所的な調光システムを採用したため、明るさ検知制御を「無」とした。
- 3) 蛍光灯器具の具体的な型番が未定だったので、(一社)照明工業会による「ガイド114-2012：照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」に記載されている数値を入力した。

問題21 モデル建物法における「外皮性能」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 勾配屋根に対して水平な天井断熱を行っている場合は、勾配なりの実面積を屋根面積とする。
- 2) 外気に接する外皮を評価の対象とし、地盤面以下の、外気と接しない壁については対象としない。
- 3) 外皮仕様入力シートにおいて、図面上でブラインドの設置を確認できれば、手動、自動は問わず「有」と入力できる。

問題 2 2 標準入力法等における「空気調和設備」の入力に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 大学の実験施設にクリーンルーム用の空気調和設備が設置されていたが、評価対象外と考えて入力しなかった。
- 2) 寒冷地の事務所の便所内にパネルヒーターが設置されていたが、配管凍結防止用の設備と考えて入力しなかった。
- 3) 空調設定温度の緩和など、室の使われ方の違いに起因する差は評価の対象としなかった。

問題 2 3 モデル建物法における「機械換気設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) モデル建物法では、空調をしていない倉庫に設置された機械換気設備については、仕様を入力する必要がある。
- 2) エレベータ機械室のように、一般に換気をするところを冷房するために設置された空気調和設備は、機械換気設備として扱う。
- 3) 高効率電動機とみなせるのは、JIS C 4212 もしくは JIS C 4213 に基づく電動機のみである。

問題 2 4 非住宅建築物の「エネルギー消費性能評価方法」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) より精緻な評価を行いたいため、モデル建物法ではなく標準入力法で評価を行った。
- 2) 北海道札幌市の事務所ビルを評価するため、地域区分は「2 地域」を選択して評価を行った。
- 3) モデル建物法による評価を行い、設計一次エネルギー消費量と基準一次エネルギー消費量の値を算出した。

問題25 モデル建物法における「給湯設備」の熱源に関する入力で、最も不適当なものはどれか。

- 1) 複数ある熱源機器のうち、最も容量の大きな熱源機器の熱源効率を算出し、入力した。
- 2) モデル建物法の定格加熱能力の入力において、ガス給湯器の号数に 1.74 を乗じた値を入力した。
- 3) 業務用ヒートポンプ給湯機の定格加熱能力として、JRA4060 に規定される冬期高温貯湯加熱能力を入力した。